

報告事項イ

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した検査の実施について

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した検査の実施について、別紙のとおり報告します。

令和4年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る
新型コロナウイルス感染症に対応した検査の実施について

令和4年12月22日
高等学校課

1 基本的な考え方

コロナ禍の中でも受検生が安心して鳥取県立高等学校入学者選抜を受検できるよう環境を整える。よって、2以下について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、方針を変更する場合もある。

2 検査機会の確保

- 特色入学者選抜検査日 令和5年2月3日（金）
- 一般入学者選抜検査日 令和5年3月7日（火）～8日（水）
- 一般入学者選抜追検査日 令和5年3月13日（月）
- 再募集入学者選抜検査日 令和5年3月27日（月）
- 特別措置による検査日 令和5年3月27日（月）

【新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者^{*1}となった受検者への対応】

^{*1}陽性になられた方と生活を共にしている同居者等をいう。以下同じ。

- ◆ 特色入学者選抜検査当日に、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者で症状があるため受検できない者については、令和5年2月8日（水）までに受検できる場合は、別日程で受検できることとする。
- ◆ 一般入学者選抜検査、又は一般入学者選抜追検査の当日に、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者で症状があるため受検できない者については、志願先高等学校において特別措置による検査を実施する。検査内容は志願先高等学校で決定し、受検者に通知することとする。

3 検査会場等における新型コロナウイルスに対する主な感染症対策

- 県立高等学校においては、令和5年3月4日（土）から令和5年3月6日（月）までは生徒登校禁止とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための準備を行う。
- 入学者選抜業務に携わる教職員及び受検者には、マスクの着用を義務付ける。
- 検査室の座席は、1メートル程度の間隔を空けて配置する。
- 常時換気することとするが、状況に応じて、少なくとも1教科終了ごとに10分程度窓や教室のドアを開放するなどの換気を行う。

4 検査問題の出題範囲や内容について

中学校学習指導要領の範囲内で、本県中学校教育課程の実態に沿った内容とし、現時点では、出題範囲の縮小は行わない方針。

5 無症状の濃厚接触者への対応等について

受検生が濃厚接触者となった場合において、次の①～④全てを満たすことを条件とし、当日の受検を認めることとする。

- ① 初期スクリーニング（PCR検査等^{※2}）の結果、陰性であること

^{※2} 抗原定性検査で抗原定性検査キットを使用する場合「医療用」であること（以下同じ）

- ② 受検当日も無症状であること
 ③ 公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと
 ④ 終日、高等学校の指示に従い、別室で受検すること

★新型コロナウイルス感染者等への対応図

	一般入学者選抜	追検査	特別措置による検査
受検者が感染者	前日までに療養期間が解除されていれば受検可		
	療養期間が解除されていなければ受検不可	療養期間が解除されていれば受検可	
受検者が濃厚接触者	PCR検査等の結果が陰性で、当日無症状であれば受検可		
	PCR検査等の結果が陰性だが、当日症状があれば受検不可	PCR検査等の結果が陰性で、当日無症状であれば受検可	
		療養期間が解除されていなければ受検不可	検査実施
		PCR検査等の結果が陰性だが、当日症状があれば受検不可	検査実施